



届出・証明

戸籍の届出

問 本2階 市民課 戸籍係 ☎0287-23-8705

主な届出

名称	どんなとき	いつするか	どこへ	だれが	必要なもの
出生届	赤ちゃんが生まれたとき	生まれた日を含めて14日以内	本籍地、出生地または届出人の所在地のいずれかの市区町村役場	父、母	- 出生証明書(出生届書)1通 - 母子健康手帳
死亡届	人が亡くなったとき	死亡の事実を知った日から7日以内	本籍地、死亡地または届出人の所在地のいずれかの市区町村役場	同居の親族、その他の親族、同居している方等	死亡診断書(死亡届書)1通
婚姻届	結婚するとき	期間の定めはありません(ただし、届出の日から効力を生じます)	夫か妻の本籍地、所在地の市区町村役場	夫になる方と妻になる方	- 婚姻届書(成人2人の証人が必要)1通 - 住所変更(転入)する場合は転出証明書 - 届書を持参した方の運転免許証等本人確認書類 - マイナンバーカード
離婚届	離婚するとき	協議離婚の場合は期間の定めはありません(ただし、届出の日から効力を生じます) 裁判離婚の場合は裁判が確定した日を含めて10日以内	本籍地か所在地の市区町村役場	夫、妻	- 離婚届書1通 - 協議離婚の場合、成人2人の証人が必要 - 調停離婚の場合、調停調書、審判判決の場合は審判書または判決書と確定証明書 - 届書を持参した方の運転免許証等本人確認書類(協議離婚のみ) - マイナンバーカード

届出は本人確認が必要です。窓口に来た方は免許証等本人確認書類をご提示ください。届出人以外の方が代理で届出する場合、その方ご本人についても本人確認書類をご提示ください。

住民異動関係の届出

問 本2階 市民課 市民係 ☎0287-23-8752

主な届出

名称	期間	届出人	必要なもの	その他必要なもの
転入届	大田原市に住み始めた日から14日以内	本人、同世帯員	- 転出証明書(前の市区町村で発行したもの) - 本人確認書類	- 海外から帰国して転入したとき(パスポート、本籍地が大田原市以外の方は戸籍謄本と戸籍の附票が必要) - 外国籍の人(在留カードまたは特別永住者証明書) - マイナンバーカード
転居届	新住所に住み始めた日から14日以内	本人、同世帯員	本人確認書類	- 国民健康保険に加入している人(資格確認書等) - 外国籍の人(在留カードまたは特別永住者証明書) - マイナンバーカード - 後期高齢者医療被保険者証(お持ちの場合) - 介護保険被保険者証(お持ちの場合)
転出届	新しい住所地に住み始める日の前後14日以内	本人、同世帯員	本人確認書類	- 国民健康保険に加入している人(資格確認書等) - 印鑑登録している人(印鑑登録証) - 外国籍の人(在留カードまたは特別永住者証明書) - マイナンバーカード - 後期高齢者医療被保険者証(お持ちの場合) - 介護保険被保険者証(お持ちの場合)

※代理で届出する場合は、届出人が自書した委任状の提出が必要です。代理人の印鑑および、本人確認のための本人確認書類をお持ちください。

(注) 本人確認書類となるもの

- 運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等官公署が発行した顔写真付きの証明書等の場合は1点
- 資格確認書等・診察券・キャッシュカード・年金手帳等氏名や住所が確認できるものの場合は2点以上

外国人の方へ

問 本2階 市民課 市民係 ☎0287-23-8752

平成24年7月9日から、外国人住民の登録制度が変わりました。

平成25年7月8日から、外国人の方にも住民基本台帳ネットワークシステムの運用が開始されました。

平成28年1月1日から、マイナンバーカードを作成できるようになりました。

▶ 平成24年7月からの制度の変更点

- 外国人登録法が廃止され、外国人登録証明書に代わり在留カードが交付されるようになりました。特別永住者の方には特別永住者証明書が交付されます。
- 新しい制度の対象となる方は、日本人と同じように住民票が発行されます。それまでの外国人登録原票記載事項証明書は発行されなくなりました。
- 他市区町村へ転出される際に、日本人と同様に大田原市での手続きも必要になります。
- 住所以外で変更があった場合（在留資格の変更等）、以前のように市民課窓口まで手続きに来ていただく必要がなくなりました。

▶ 在留カード・特別永住者証明書の交付

適法な在留資格を有する在留期間3か月を超える中長期在留者の方には在留カードが交付されます。また特別永住者の方には申請に応じて特別永住者証明書が交付されます。制度改正以前に交付された外国人登録証明書は、現在一部の特別永住者の方のものを除き無効になっています。在留資格が永住者の方でも在留カードが必要になりますので、お持ちでない方は入国管理局で申請してください。

▶ 住民基本台帳の登録

下記の外国人の方は、日本人と同じように住民基本台帳に登録されます。大田原市で住所異動等をするときは、在留カードまたは特別永住者証明書（または有効期限内の外国人登録証明書）を持参して、市民課で手続きしてください。

住民登録の対象となる外国人の方

- 適法な在留資格を有する3か月を超える中長期在留者（短期滞在、外交・公用の在留資格を除く）
- 特別永住者
- 出生または国籍喪失による経過滞在者等

▶ マイナンバーカード

マイナンバーカードを持っている方の在留期間が変更になった場合は、市民課窓口での手続きが必要になります。

旅券（パスポート）の申請・受領について

問 本2階 市民課 市民係 ☎0287-23-8752

平成22年10月から旅券の申請窓口が県から各市町に変わりました（那須庁舎の旅券窓口は閉所しました）。申請・受領は住民登録をしている市役所の窓口です。栃木県旅券センターでは受付しておりませんのでご注意ください。

マイナポータルを使ったオンライン申請も可能です。

▶ 受付窓口・時間

- 市民課パスポート窓口（本庁舎2階）
（湯津上・黒羽支所は申請書配布のみ）
- 月曜日～金曜日（土日祝日・年末年始を除く）午前9時～午後4時30分（午後4時以降の申請は翌日扱いとなります）

▶ 申請できる方

- 大田原市に住民登録している方
- 大田原市に住民登録はしていないが、学生・単身赴任等で大田原市に居住している方（居所申請：別途必要書類がありますのでお問い合わせください。）

▶ 代理提出について

旅券の申請は、申請者の指定した方が代理で行うことができます。申請書を事前に入手し、申請書表面の「所持人自署」「刑罰等関係」と裏面の「申請書類等提出委任申出書」欄を、必ず申請者本人が記入したものを提出してください。

本人確認書類は申請者分と代理人分両方必要です。

▶ 未成年者等の申請について

申請書裏面の「法定代理人署名」欄に、親権者である父・母、または成年後見人の署名が必要です。

▶ 旅券の受領について

- 交付日は、申請日から概ね2週間です。（土日祝日・年末年始を除く）午後4時以降の申請は翌日扱いとなります。
- 旅券の受領は、「申請者ご本人」が窓口へお越しください。（代理受領はできません。）

旅券の種類	申請方法	手数料
10年間有効旅券	書面	16,300円
	オンライン	15,900円
5年間有効旅券（12歳以上）	書面	11,300円
	オンライン	10,900円
5年間有効旅券（12歳未満）及び 残存有効期間同一旅券	書面	6,300円
	オンライン	5,900円

▶ 申請に必要な書類

①一般旅券発給申請書 1通

②戸籍謄本 1通(6か月以内に発行のもの)

※有効期限内に切替える方で、氏名・本籍等戸籍事項に変更が無い方は提出を省略できます。

③写真 1枚(提出前6か月以内に撮影したもの)

(単位:mm)

※左図の規格を満たした写真で、ふちなし・正面向き・無帽・無背景で顔がはっきり写っているもの。
 【不適当な写真の一例】
 →色つき眼鏡やカラーコンタクト着用のもの
 →眼鏡のフレームが目にかかっているもの。レンズに光が反射しているもの
 →髪が目にかかっているもの
 →デジカメ写真等で画質の悪いもの
 ※規格に合わない写真は受付できません。
 ※写真の規格詳細は外務省ホームページをご確認ください。

④本人確認書類 1点または2点

1点でよいもの(A)

A:運転免許証・マイナンバーカード・有効旅券(失効6か月以内のものも含む)等

2点必要なもの (B+B)または(B+C)

B:資格確認書等・共済組合員証・年金手帳・印鑑登録証明書(登録印も必要)等

C:失効旅券・学生証(写真付)・身体障害者手帳等

※有効な原本に限る(コピーは不可)。

※氏名・フリガナ・現住所等が申請書の記載内容と一致しているものに限りま。

※代理提出の場合は本人分と代理人分両方必要。

⑤前回取得した旅券(パスポート)

有効中の旅券は持参しないと交付できません。

失効していてもお持ちください。

⑥住民票 1通

※大田原市に住民登録している方は不要です。

※居所申請の方は必要(6か月以内に発行のもの)

(注)書類に不備があった場合、交付日が遅れることがありますので、余裕を持って申請してください。

❁ 各種証明書等の発行(市民課関係)

問 本2階 市民課 市民係 ☎0287-23-8752

▶ 主な証明書 ※本人確認を実施しています。

名称	料金	内容
印鑑登録	500円	・登録する本人が窓口に来て、官公署の発行した顔写真付きの本人確認書類(運転免許証、パスポート等)を提示したとき、または、本市ですでに印鑑登録をしている人(保証人)に申請書に署名、押印(登録印)してもらったときは、申請日に登録できます。 ・登録申請の際、本人であることが確認できないとき、または、代理人が代理人選任届(委任状)を持参して申請したときは、郵便でのやりとりとなるため、その日のうちには登録できません。 【必要なもの】登録する印鑑、官公署が発行した顔写真付きの本人確認書類 ※原則、登録する本人が申請(代理人の場合は、窓口にお問い合わせください)
印鑑登録証明書	1件 300円 ※コンビニ交付は、 1件 200円	・代理の場合でも委任状は必要ありませんが、申請書に印鑑登録証の持ち主の正確な住所、氏名、生年月日の記入が必要です。 【必要なもの】印鑑登録証
住民票の写し	1件 300円 ※コンビニ交付は、 1件 200円	・本人または同じ世帯の方であれば必要ありませんが、代理の場合は、下記のものが 必要です。 【必要なもの】本人または同じ世帯の方の委任状 ・本籍・続柄は基本的には省略されますが、記載が必要な方は申請書にその旨記入して申請してください。(住民票コード・マイナンバーが記載された住民票については、本人または、同じ世帯の方以外からの申請の場合は、本人への郵送となります。)
戸籍謄本	1件 450円	・抄本及び附票は大田原市に本籍がある方に限られます。 ・配偶者や直系血族以外の方が代理で申請する場合は、委任状が必要です。
戸籍抄本	1件 450円	
除籍謄本	1件 750円	
戸籍附票	1件 300円	
身分証明書	1件 300円	・大田原市に本籍がある方に限られます。 ・本人以外の申請の場合(未成年者を除く)は、委任状が必要です。
住民情報諸証明	1件 300円	
不在籍証明	1件 300円	
不在住証明	1件 300円	

本人確認書類となるもの

●運転免許証・マイナンバーカード・パスポート等官公署が発行した顔写真付きの証明書等の場合は1点

●資格確認書等・診察券・キャッシュカード・年金手帳等氏名や住所が確認出来るものの場合は2点以上

❀ 窓口受付時間延長 毎週水曜日は午後7時まで

毎週水曜日、本庁舎の窓口受付業務の一部を午後7時まで延長しています(祝日および12月29日～1月3日は除く)。
延長する窓口、取扱業務、お問い合わせ先は下表のとおりです。
窓口受付時間内(午前9時～午後4時30分)に窓口に来られない方は、ぜひご利用ください。
なお、他市区町村や関係機関への照会や確認が必要となるものについては、即日対応できない場合があります。

担当窓口・お問い合わせ先	取扱業務
市民課 ☎ 戸籍係 23-8705 ☎ 市民係 23-8752	・住民票の写しの交付 ・印鑑登録申請の受付 ・戸籍謄抄本の交付 ・戸籍附票の写しの交付 ・転入、転出、転居等の住民異動届の受付(他市区町村へ確認等が必要な場合は、受付できないことがあります) ・戸籍届書の受付 ・マイナンバーカードの交付(要予約) ・住民票記載事項証明書の交付 ・印鑑登録証明書の交付 ・除籍および改製原戸籍謄抄本の交付 ・身分証明書の交付 ・パスポートの交付(要予約、パスポートの申請はできません。) ・マイナンバーカードの電子証明書の更新
国保年金課 ☎ 国保年金係 23-8857 ☎ 賦課係 23-1120	・国民健康保険の資格取得、資格喪失届の受付 ・国民健康保険資格確認書等再交付申請の受付 ・国民健康保険税の相談
こども支援課 ☎ 給付係 23-8932 ☎ 母子健康係 23-8634	・児童手当申請等の受付 ・こども、妊産婦、ひとり親家庭医療費助成申請等の受付 ・母子健康手帳、妊産婦健康診査受診票、新生児聴覚検査受診票、1か月児健康診査受診票の交付 ・乳幼児健診の案内・低出生体重児届、新生児・産婦訪問の受付
保育課 ☎ 23-8769	・保育料納付に関する相談
税務課 ☎ 税制係 23-8785	・次の証明書等の交付 所得・課税(非課税)証明書、完納証明(滞納がないことの証明)、納税証明、車検用納税証明、資産評価証明、資産公課証明、申告用名寄公課資料、固定資産課税台帳(名寄帳)、無資産証明、法人所在証明(申告がない場合等、証明書を交付できない場合があります。) ・原動機付自転車、小型特殊自動車の登録、名義変更、廃車の申告の受付(他市区町村への照会が必要なものを除く)
収税課 ☎ 収納係 23-8639 ☎ 徴収係 23-8703	・市税等(市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、入湯税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料)の納付相談および収納
会計課 ☎ 23-8722	・以下の市公金の収納 市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、入湯税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、市営市有住宅使用料、公共下水道事業受益者負担金、水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、戸別処理浄化槽使用料、公立保育園給食費、市営墓地管理料、奨学金貸付返還金、学校給食費および上記以外の使用料、手数料等市公金全般 ※納入の際には、納付書(納入通知書)をお持ちください。

※湯津上支所・黒羽支所は、窓口時間の延長を行っていませんのでご注意ください。



不動産を相続したら、相続登記が必要です!

令和6(2024)年4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。そのため、次の申請が必要になります。

1 相続(遺言も含む)によって不動産を取得した相続人は、**その所有権の取得を知った日から3年以内**に相続登記の申請をしなければなりません。

2 遺産分割が成立した場合には、これによって不動産を取得した相続人は、**遺産分割が成立した日から3年以内**に、相続登記をしなければなりません。

1と2のいずれについても、正当な理由なく義務に違反した場合は**10万円以下の過料(行政上のペナルティ)の適用対象**となります。



※相続登記等の権利に関する登記について、申請手続の代理や法務局に提出する登記申請書等の書面の作成およびこれらの相談を受けることを業務として行うことができるのは、司法書士および弁護士に限られています。

出典:法務省

マイナンバー(個人番号)カード

問 本2階 市民課 市民係 ☎0287-23-8752

▶マイナンバー(個人番号)カード

マイナンバーカードは、券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、本人の顔写真が表示され、本人確認書類として利用できます。

▶マイナンバーカードの申し込み方法

1. スマートフォンによる申請

申請書IDの記載されたマイナンバーカード交付申請書(ID入り申請書)をお持ちの方は、スマートフォンによるオンライン申請が可能です。

※ID入り申請書は、通知カードまたは個人番号通知書と併せて交付されるものの他、マイナンバーカードをまだお持ちでない方宛てに総務省から随時郵送しております。

①スマートフォンのカメラで申請書の二次元コードを読み取り、申請用Webサイトにアクセスしてメールアドレスを登録します。

②登録されたメールアドレス宛てに通知される申請者専用Webサイトにアクセスし、スマートフォンのカメラで撮影した顔写真を登録します。

③生年月日等、申請に必要な事項を入力し、送信して申請完了です。

2. 市役所窓口での申請

市役所窓口で顔写真を撮影し、カードの申請ができます。カードの申請には、申請時のみ窓口に来庁し郵送でカードを受け取る方法と、申請後に窓口へ来庁しカードを受け取る方法があります。それぞれ窓口にお持ちいただく書類等がありますので、詳しくは市民課市民係(☎23-8752)へお問い合わせください。

3. その他の申請方法

ID入り申請書をお持ちの方は、以下の方法でも申請できます。

●郵送による申請

申請書に顔写真を貼り付け、同封の返信用封筒に入れてポストに投函してください。

●パソコンによる申請

オンライン申請はインターネットに接続したパソコンでも可能です。申請用Webサイトにアクセスして申請書IDを入力して申請してください。顔写真はデジタルカメラ等で撮影したデータをパソコンに移して登録してください。

●まちなかの証明写真機からの申請

一部申請可能な証明用写真機で顔写真を撮影して申請することもできます。写真機に申請書の二次元コードを読み取らせて申請してください。

▶マイナンバーカードの受け取り方法

マイナンバーカードの交付申請をされた方に交付通知書をお送りします。通知書が届きましたら、事前にご予約のうえ次の書類をもって、市民課市民係窓口でお受け取りください。なお、湯津上支所または黒羽支所での受け取りを希望される方は、交付通知書が届いてから市民課市民係(☎23-8752)へお問い合わせください。

1. 通知カード

2. マイナンバーカードの準備ができたことを知らせる「交付通知書」

3. 運転免許証等の本人確認書類

カードの受け取りの際には、「マイナンバーカード」の暗証番号(数字4桁)の設定が必要となります。また、「署名用電子証明書」を利用する方は、「署名用電子証明書」用の暗証番号(英数字6文字以上16文字以内)の設定も必要となりますので、予め暗証番号を決めてお越しく下さい。

病気や障がい等で、ご本人が来庁できない場合は、ご本人が指定する方が代わりに交付を受けることができます。

コンビニ交付サービス

(注) マイナンバーカードに「利用者証明用」電子証明書を搭載している必要があります

コンビニ交付は、マイナンバーカード(個人番号カード)を利用して、大田原市が提携している全国のコンビニエンスストアのキオスク端末(マルチコピー機)から、各種証明書を取得できるサービスです。



証明書

※下記は、令和8年4月1日現在、市が対応している証明書の種別です。

名称	内容	料金
住民票の写し	住民票の謄本 (世帯全員の住民票) 住民票の抄本 (世帯の一部の住民票) (注) 住民票の除票や改正 原住民票は取得できません。	1件 200円
印鑑登録証明書	(注) 実印の登録をした方 のみ取得できます。	
所得・課税(非課税)証明書	(注) 現年度分および前年度分取得できます。	

※法定手続きにより発行制限の申出をしている方は、コンビニエンスストアで取得することができない場合があります。

利用時間

毎日午前6時30分から午後1時まで、ご利用いただけます。

お昼休みや市区町村窓口の閉庁後(夜間、休日)でも、いつでも必要なときにご利用いただけます。

※メンテナンス実施のため利用できない場合があります。



コンビニ交付

<https://www.lg-waps.go.jp>

問い合わせ先

住民票の写し、印鑑登録証明書

市民課 ☎23-8752

所得・課税(非課税)証明書

税務課 ☎23-8785

取扱店舗

- セブン-イレブン
- ファミリーマート
- ローソン
- ミニストップ ほか

注意事項

●マイナンバーカードが有効期限内であること。

●「利用者証明用」電子証明書が有効期限内であること。

※過去に暗証番号の入力間違え等で、カードがロック状態でないこと。

マイナンバーカードを紛失した場合

紛失、盗難等による「一時利用停止」については、24時間365日受け付けています。下記のマイナンバー総合フリーダイヤルに電話をしてください。

☎0120-95-0178

(音声ガイダンス2番をお選びください。)

マイナンバーカード総合サイト

<https://www.kojinbango-card.go.jp>



「利用者証明用」電子証明書

●有効期間

発行の日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までです。

1. 発行の日後の申請者の5回目の誕生日
2. 当該利用者証明用電子証明書が記録されたマイナンバーカードの有効期間が満了する日

●更新

有効期間満了日の3か月前から更新手続きを行うことができます。

有効期間が満了した後でも、更新をすることができます。



公的個人認証サービス
<https://www.jpki.go.jp>

マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)

問 本6階 情報政策課 デジタル推進係 ☎0287-23-8959

▶マイナンバー制度とは

マイナンバー(個人番号)は、平成27年10月から、日本国内の全住民に通知されている、一人ひとり異なる12桁の番号で、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

▶マイナンバーでこうなります

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、次の3つの効果が期待できます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体等で、さまざまな情報の照合、転記、入力等に要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複等の無駄が削減されるようになります。

国民の利便性の向上

添付書類の削減等、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報をマイナポータルで確認したり、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行えるようになります。

▶マイナンバーはいつから、どのような場面で使われるのですか

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きにマイナンバーが必要になりました。

年金・雇用保険・医療保険の手続きや生活保護・福祉の給付、税の確定申告の手続き等法律や地方公共団体の条例で定められた事務に限り、マイナンバーが利用されます。

また、税や社会保障の手続きにおいて、勤務先等が個人に代わって手続きを行う場合もあり、勤務先等からマイナンバーの提出を求められる場合があります。

▶マイナンバーの通知

マイナンバーの通知は、住民票に登録されている住所あてに、マイナンバー、氏名、住所、生年月日、性別が記載された通知書が送付されています。

マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除いて、番号は一生変更されませんので、大切に保管してください。

▶住民票でマイナンバーが確認できます

平成27年10月5日から、マイナンバーが記載された住民票の交付(窓口300円、コンビニ200円)が受けられます。

発見! わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

音の鳴る信号機



地域によって音が違うことも

音で青信号を知らせて、安全に横断歩道を渡ることができます。

自動ドア



荷物で両手が使えなくても大丈夫

車いすの方や荷物を両手に持っている方でも楽に入出入りできます。

フラットな入り口



ベビーカーでも簡単に入れる

フラットな設計で最初から誰もが訪れやすい入り口。



▶ 不審な電話等にご注意ください

マイナンバー制度をかたった不審な電話、メール、手紙、訪問等には十分注意し、内容に応じた相談窓口をご利用ください。

▶ マイナンバー制度に関するお問い合わせ

「マイナンバーカード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問い合わせに対応するため、マイナンバー総合フリーダイヤルが開設されております。

マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178(フリーダイヤル)

音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。

- 1番:マイナンバーカード・電子証明書・個人番号通知書・通知カード・コンビニ等での証明書交付サービス
- 2番:マイナンバーカード及び電子証明書を搭載したスマートフォンでの紛失・盗難
- 3番:マイナンバー制度・法人番号
- 4番:マイナポータル及びスマートフォンのマイナンバーカード
- 5番:マイナンバーカードの健康保険証利用
- 6番:公金受取口座登録制度・預貯金口座付番制度
- 7番:マイナ免許証
- 8番:戸籍フリガナ

受付時間

平日:午前9時30分～午後8時

土日祝:午前9時30分～午後5時30分

(年末年始(12月29日から1月3日)を除く)

- ※1番については年末年始を含む平日土日祝ともに午前9時30分～午後8時
- ※2番「マイナンバーカードの紛失・盗難」によるカードの一時利用停止については、24時間365日対応します。
- ※3番から6番については、年末年始はお休みとなります。

外国語などへの対応については、デジタル庁のサイトやマイナンバーカード総合サイトをご確認ください。

デジタル庁

マイナンバー制度に関するお問合せ

https://www.digital.go.jp/policies/mynumber_contact

マイナンバーカード総合サイト

お電話でのお問い合わせ

<https://www.kojinbango-card.go.jp/contact/tel/>



▶ 大田原市でマイナンバーを求められる主な手続き

種別	手続き	担当・お問合せ
住民票・戸籍	マイナンバーの提供は求められませんが、以下の手続きに伴い、記載事項の変更等が必要となりますので、マイナンバーカードをご持参ください。 ※転入・転居・国外転出等の異動 ※戸籍届出の氏名等の変更 ※その他記載内容に変更が生じた場合	市民課 ☎23-8752
市民税	市県民税申告書の提出／給与支払報告書の提出	税務課 ☎23-8725
子育て給付や届出	こども、妊産婦、ひとり親家庭医療費交付申請／児童手当の新規認定請求／児童扶養手当の新規認定請求／未熟児養育医療の給付申請／母子健康手帳の交付申請(妊娠届出)	こども支援課 ☎23-8932

種別	手続き	担当・お問合せ
子育て給付や届出	特別児童扶養手当の申請	福祉課 ☎23-8921
介護保険	要介護認定・更新・区分変更の申請／被保険者証の交付・再交付の申請／負担限度額認定の申請／高額介護サービス費の支給申請／高額医療合算介護サービス費等の支給申請／居宅(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)の届出	高齢者幸福課 ☎23-8927 ☎23-8678
福祉	身体障害者手帳の申請／特別障害者手当、障害児福祉手当の申請／障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの申請／精神障害者保健福祉手帳に関する申請／自立支援医療(更生医療、育成医療、精神通院医療)に関する申請／障害児通所支援(就学前・就学後児童)の給付申請／戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求	福祉課 ☎23-8707
国民健康保険	加入・脱退／修学や施設入所のための市外転出／被保険者氏名、被保険者世帯、住所、世帯主の変更／療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給申請／第三者行為による被害の届出／資格確認書等の再交付申請／限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の交付・再交付申請／一部負担金の免除等申請／基準収入額適用申請	国保年金課 ☎23-8857
後期高齢者医療	加入(75歳到達の人を除く)・撤回／資格確認書等の再交付申請／特定疾病療養受療証の交付・再交付申請／高額療養費や補装具等の支給申請	国保年金課 ☎23-8857
年金	年金手続き全般	国保年金課 ☎23-8857

※上記の手続き以外にも個人番号が必要になる場合があります。

▶ マイナ保険証

マイナ保険証とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる仕組みのことです。令和6年12月2日から従来の健康保険証は新たに発行されず、マイナ保険証を基本とする運用になりました。マイナ保険証では、過去の医療情報や資格情報などを医療機関等と情報共有することができるようになるため、データに基づくより良い医療が受けられるようになります。

利用登録の方法はデジタル庁のサイトをご覧ください。

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/insurance-card>



▶ マイナ免許証

マイナ免許証とは、マイナンバーカードに運転免許情報を記録して利用できる仕組みのことです。令和7年3月24日から運用が開始されました。従来の運転免許証も引き続き利用可能であり、運転免許の保有者は、「マイナ免許証のみ」・「運転免許証とマイナ免許証の2枚持ち」・「運転免許証のみ」の3つの持ち方を選択できます。

利用開始の手続きやそれぞれの持ち方による特徴はデジタル庁のサイトをご覧ください。

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/drivers-license>

